

『認定こども園自己点検・自己評価の手引』

(2) 関係条文等

新旧対照表

改正後	改正前
<p>④⑦ 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて</p> <p>特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）の実施に伴う留意事項として、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付け府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省子ども家庭局長連名通知）別紙1から別紙9までにおいて「別に定める」としている処遇改善等加算Ⅰ（各種加算項目に付随するものを含む。以下同じ。）（以下「加算Ⅰ」という。）及び処遇改善等加算Ⅱ（以下「加算Ⅱ」という。）（以下「処遇改善等加算」と総称する。）に係る取扱いを下記のとおり定めたので、通知する。</p> <p>本通知では、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、本通知に基づく都道府県の事務の実施を希望する市町村（特別区を含む。以下同じ。）への権限委譲や加算Ⅱの配分方法の更なる緩和を講じるとともに、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月</p>	<p>④⑦ 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算について</p> <p>特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）の実施に伴う留意事項として、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付け府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号）別紙1から別紙9までにおいて「別に定める」としている処遇改善等加算Ⅰ（以下「加算Ⅰ」という。）及び処遇改善等加算Ⅱ（以下「加算Ⅱ」という。）（以下「処遇改善等加算」と総称する。）に係る取扱いを下記のとおり定めたので、通知する。</p> <p>本通知では、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、本通知に基づく都道府県の事務の実施を希望する市町村への権限委譲や加算Ⅱの配分方法の更なる緩和を講じるとともに、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日子ども・子</p>

10 日子ども・子育て会議取りまとめ）を踏まえ、処遇改善等加算の賃金改善の起点を前年度とし、計画・実績報告の手続の簡素化を図っている。そのほか、「令和元年的地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、加算Ⅰの加算率の認定に係る職員の経験年数について、年金加入記録等による推認が可能であることを明確にする措置を講じている。

また、「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」（令和元年12月20日会計検査院報告）を踏まえ、処遇改善等加算による賃金改善に要した費用について、前年度の加算額に係る残額の支払分を除くことについて明確化を図っている。

各都道府県知事におかれでは、これらの趣旨を十分に御了知の上、管内の市町村に対して遅滞なく周知するようお願いする。

なお、本通知は、令和2年4月1日以降に支給された処遇改善等加算から適用する。これに伴い、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付け府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。

記

## 第1 目的・対象

### 1 目的

育て会議取りまとめ）を踏まえ、処遇改善等加算の賃金改善の起点を前年度とし、計画・実績報告の手続の簡素化を図っている。そのほか、「令和元年的地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、加算Ⅰの加算率の認定に係る職員の経験年数について、年金加入記録等による推認が可能であることを明確にする措置を講じている。

また、「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」（令和元年12月20日会計検査院報告）を踏まえ、処遇改善等加算による賃金改善に要した費用について、前年度の加算額に係る残額の支払分を除くことについて明確化を図っている。

各都道府県知事におかれでは、これらの趣旨を十分に御了知の上、管内の市町村に対して遅滞なく周知するようお願いする。

なお、本通知は、令和2年4月1日以降に支給された処遇改善等加算から適用する。これに伴い、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付け府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和2年3月31日までに支給された処遇改善等加算の取扱いについては、なお従前の例によるものとし、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に支給される処遇改善等加算に係る賃金改善実施報告書の様式旧通知別紙様式4及び別紙様式7）については、従前の様式に代えて、別紙様式5（令和元年度用）及び別紙様式7（令和元年度用）を用いることとする。

記

## 第1 目的・対象

### 1 目的

(略)

## 2 加算対象施設・事業所

都道府県又は市町村以外の者が運営する特定教育・保育施設（都道府県又は市町村以外の者が設置するものに限る。）及び特定地域型保育事業所の全てを対象とすること。

## 第2 加算の認定に関する事務

### 1 加算の認定

加算Ⅰ及び加算Ⅱの認定に関する事務は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところにより行うこと。

(1) 指定都市、中核市及び特定市町村（都道府県知事との協議により本通知に基づく事務を行うこととする市町村をいう。以下同じ。）（以下「指定都市等」という。）が管轄する施設・事業所については、その施設・事業所を管轄する指定都市等の長が加算の認定を行うこととし、認定の内容を施設・事業所に通知することとする。

(2) 一般市町村（指定都市等以外の市町村をいう。以下同じ。）が管轄する施設・事業所については、その施設・事業所を管轄する一般市町村の長が取りまとめた上で都道府県知事が加算の認定を行うこととする。都道府県知事は、一般市町村の長に施設・事業所ごとの認定結果を通知し、通知を受けた一般市町村は、その内容を施設・事業所の設置者・事業者に通知することとする。

### 2 加算申請書の提出時期

加算申請書の提出については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに

(略)

## 2 加算対象施設・事業所

都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）以外の者が運営する特定教育・保育施設（都道府県又は市町村以外の者が設置するものに限る。）及び特定地域型保育事業所の全てを対象とすること。

## 第2 加算の認定に関する事務

### 1 加算の認定

加算Ⅰ（各種加算項目に付随するものを含む。以下同じ。）及び加算Ⅱの認定に関する事務は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところにより行うこと。

(1) 指定都市、中核市及び特定市町村（都道府県知事との協議によりこの通知に基づく事務を行うこととする市町村をいう。以下同じ。）（以下「指定都市等」という。）が管轄する施設・事業所については、その施設・事業所を管轄する指定都市等の長が加算の認定を行うこととし、認定の内容を施設・事業所に通知することとする。

(2) 一般市町村（特定市町村以外の市町村をいう。以下同じ。）が管轄する施設・事業所については、その施設・事業所を管轄する一般市町村の長が取りまとめた上で都道府県知事が加算の認定を行うこととする。都道府県知事は、一般市町村の長に施設・事業所ごとの認定結果を通知し、通知を受けた市町村は、その内容を施設・事業所の設置者・事業者に通知することとする。

### 2 加算申請書の提出時期

加算申請書の提出については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ

定めるところにより行うこと。

- (1) 指定都市等が管轄する施設・事業所の設置者・事業者は、指定都市等の長の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する指定都市等の長に提出すること。
- (2) 一般市町村が管轄する施設・事業所の設置者・事業者は、都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する一般市町村の長に提出するものとする。一般市町村の長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。

### 第3 加算額に係る使途

#### 1 基本的な考え方

加算Ⅰの基礎分に係る加算額は、職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。以下同じ。）の賃金（退職金（注）及び法人の役員等としての報酬を除く。以下同じ。）の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること。

加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅱに係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。また、当該改善の前提として、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定（以下「増額改定」という。）分に係る支給額についても、同様であること。

（注） 退職者に対して第1の1の目的と関連なく適用される賃金の項目やその増額については、その名目にかかわらず、処遇改善等加算の賃金の改善に要した費用に含めることができない。

に定めるところにより行うこと。

- (1) 指定都市等が管轄する施設・事業所については、指定都市等の長の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する指定都市等の長に提出するものとする。
- (2) 一般市町村が管轄する施設・事業所については、都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する一般市町村の長に提出するものとする。一般市町村の長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。

### 第3 加算額に係る使途

#### 1 基本的な考え方

加算Ⅰの基礎分に係る加算額は、職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。以下同じ。）の賃金（退職金（注）及び法人の役員等としての報酬を除く。以下同じ。）の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること。

加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅱに係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。また、当該改善の前提として、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定（以下「増額改定」という。）分に係る支給額についても、同様であること。

（注） 退職者に対して第1の1の目的と関連なく適用される賃金の項目やその増額については、その名目にかかわらず、処遇改善等改善加算の賃金の改善に要した費用に含めることができない。

## 2 賃金の改善の方法

処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、第1の1の目的に鑑み、その方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと（注）を前提に行うとともに、対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。

（注） 3により加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、それを理由として賃金水準を低下させたり、加算による改善の水準を拠出の程度を超えて低下させたりしないこと。

加算Ⅰの賃金改善要件分に係る加算額については、各施設・事業所で決定する範囲の職員に対し、基本給、手当、賞与又は一時金等のうちから改善を行う賃金の項目を特定した上で、毎月払い、一括払い等の方法により賃金の改善を行うことができ、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。なお、手当や一時金等については、基本給の引上げや定期昇給の増額等に段階的に反映していくことが望ましく、給与表や給与規程の見直しを推進すること。

加算Ⅱに係る加算額については、副主任保育士、専門リーダー又は中核リーダー及び職務分野別リーダー又は若手リーダーに対し、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行うこととし、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。

## 3 他の施設・事業所の賃金の改善への充当

## 2 賃金の改善の方法

処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、第1の1の目的に鑑み、その方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと（注）を前提に行うとともに、対象者や額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。

（注） 3により加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、それを理由として賃金水準を低下させたり、加算による改善の水準を拠出の程度を超えて低下させたりしないこと。

加算Ⅰの賃金改善要件分に係る加算額については、各施設・事業所で決定する範囲の職員に対し、基本給、手当、賞与又は一時金等のうちから改善を行う賃金の項目を特定した上で、毎月払い、一括払い等の方法により賃金の改善を行うことができ、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。なお、手当や一時金等については、基本給の引上げや定期昇給の増額等に段階的に反映していくことが望ましく、給与表や給与規程の見直しを推進すること。

加算Ⅱに係る加算額については、副主任保育士、専門リーダー又は中核リーダー及び職務分野別リーダー又は若手リーダーに対し、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行うこととし、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。

## 3 他の施設・事業所の賃金の改善への充当

(略)

#### 4 加算残額の取扱い

加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅱについて、加算当年度（加算の適用を受けようとする年度をいう。以下同じ。）の終了後、第4の2(3)又は(4)並びに第5の2(3)又は(4)による算定の結果、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回り、又は支払賃金総額が起点賃金水準を下回った場合には、その翌年度内に速やかに、その差額（以下「加算残額」という。）の全額を一時金等により支払い、賃金の改善に充てること。

なお、都道府県又は指定都市等は、加算当年度に係る加算残額については、加算当年度分の実績報告において金額を確定するとともに、監査や当該翌年度分の実績報告により、当該翌年度内にその支払が完了したことを確認すること。

### 第4 加算Ⅰの要件

#### 1 加算率

加算額の算定に用いる加算率は、職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じ、基礎分の割合に、賃金改善要件分の割合（キャリアパス要件に適合しない場合は、当該割合からキャリアパス要件分の割合を減じた割合。賃金改善要件分の要件に適合しない場合は、0%。）を加えて得た割合とする（加算率については、以下の加算率区分表を参照。）。

（加算率区分表）

（略）

- （1）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定

(略)

#### 4 加算残額の取扱い

加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅱについて、加算当年度（加算の適用を受けようとする年度をいう。以下同じ。）の終了後、第4の2(2)及び第5の2(2)による算定の結果、賃金改善等実績額が加算実績額を下回り、又は支払賃金総額が前年度の賃金水準を下回った場合には、その翌年度内にすみやかに、その差額（以下「加算残額」という。）の全額を一時金等により支払い、賃金の改善に充てること。

なお、加算当年度に係る加算残額については、加算当年度分の実績報告において金額を確定するとともに、監査や当該翌年度分の実績報告により、当該翌年度内にその支払が完了したことを確認すること。

### 第4 加算Ⅰの要件

#### 1 加算率

加算額の算定に用いる加算率は、職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じ、基礎分の割合に、賃金改善要件分の割合（キャリアパス要件に適合しない場合は、当該割合からキャリアパス要件分の割合を減じた割合。賃金改善要件に適合しない場合は、0%。）を加えて得た割合とする（加算率については、以下の加算率区分表を参照。）

（加算率区分表）

（略）

- （1）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5

める地域型保育事業を行う事業所及び同法第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設・事業所

- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に定める施設
- (5) 認可外保育施設（児童福祉法第59条の2第1項に定める施設をいう。以下同じ。）で以下に掲げるもの

ア～オ（略）

- (6)（略）

## 2 賃金改善要件

### （加算認定に係る要件）

次の(1)ア又は(2)アのいずれかに掲げる要件を満たす別紙様式4「賃金改善計画書（処遇改善等加算I）」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。

#### (1) 加算I新規事由がある場合

ア 加算当年度における次に掲げる事由（以下「加算I新規事由」という。）に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等見込総額が特定加算見込額を下回っていないこと。また、加算当年度の途中において増額改定が生じた場合には、それに応じた賃金の追加的な支払を行うものとすること。

項に定める地域型保育事業を行う事業所及び第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設・事業所

- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校及び第124条に定める専修学校
  - (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所
  - (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に定める施設
  - (5) 認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に定める施設をいう。以下同じ。）で以下に掲げるもの
- ア～オ（略）
- (6)（略）

## 2 賃金改善要件

### （追加）

(1) 加算当年度において実施する賃金の改善に関する計画が次に掲げる要件を満たし、かつ、その具体的な内容を職員に周知していること。

ア 加算当年度における次に掲げる事由（以下「加算I新規事由」という。）に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等見込総額が特定加算見込額※を下回っていないこと（加算I新規事由がない場合には、賃金見込総額（第5の2(1)アに定める加算II新規事由による賃金の改善見込額及び加算前年度（加算当年度の前年度をいう。以下同じ。）に係る加算

- i 加算前年度（加算当年度の前年度をいう。以下同じ。）に加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする賃金改善要件分に係る加算率が公定価格の改定やキャリアパス要件の充足等により基準年度に比して増加する場合（当該加算率の増加のない施設・事業所において、当該加算率の増加のある他の施設・事業所に係る特定加算見込額の一部を受け入れる場合を含む。）
- ii 新たに加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けようとする場合  
（削除）

イ 「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の4月から翌年3月まで（加算当年度の途中において支援法による確認を受けた施設・事業所については、支援法による確認を受けた月からその後の最初の3月まで）をいう。

ウ 「賃金改善等見込総額」とは、「賃金改善見込総額」と「事業主負担増加見込総額」を合計して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

エ 才（略）

カ 「賃金改善見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（当該年度に係る加算残額を含む。また、第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込額及

残額の支払を除く。）が加算前年度の賃金水準※に加算当年度の公定価格における人件費の改定分をえた額を下回っていないこと）。

i 加算前年度に加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする賃金改善要件分に係る加算率が公定価格の改定やキャリアパス要件の充足等により加算前年度に比して増加する場合（加算率の増加のない施設・事業所において、加算率の増加のある他の施設・事業所に係る特定加算見込額の一部を受け入れる場合を含む。）

ii 新たに加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けようとする場合

※ 施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を、初めて受入（拠出）をするときは受入（拠出）見込額の全額を加える（減じる）こと。

イ 「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の4月から翌年3月まで（加算当年度の途中において支援法による確認を受けた施設・事業所については、支援法による確認を受けた月から直近の3月まで）をいう。

ウ 「賃金改善等見込総額」とは、「賃金改善見込総額」と「事業主負担増加見込総額」を合計して得た額をいう（千円未満の端数は切り捨て）。

エ 才（略）

カ 「賃金改善見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由によ

び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。) のうち、その水準が「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。

キ 「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※1（当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準年度の翌年度（以下「基準翌年度」という。）から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※2を合算した水準をいう。

a ア i の場合又は私立高等学校等経常費助成費補助金（以下「私学助成」という。）を受けていた幼稚園が初めて加算 I の賃金改善要件分の適用を受ける場合 加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。

b ア ii の場合（私学助成を受けていた幼稚園が初めて加算 I の賃金改善要件分の適用を受ける場合を除く。）次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※3。

b-1 加算前年度に加算 I の賃金改善要件分の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合 加算 I の賃金改善要件分の適用を受けた直近の年度。

b-2 加算当年度に初めて加算 I の賃金改善要件分の適用を受けようとする場合 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度（平成26 年度以前に運営を開始した保育所にあっては、平成24 年度。）。

※1 基準年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図ら

る賃金の改善見込額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。) のうち、その水準が「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。

キ 「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※1（当該年度に係る加算残額を含む。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※2を合算した水準をいう。

a ア i の場合又は私立高等学校等経常費助成費補助金（以下「私学助成」という。）を受けていた幼稚園が初めて加算 I の賃金改善要件分の適用を受ける場合 加算前年度の賃金水準。ただし、これにより難い特別の事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度（令和2年度にあっては、b-2に定める基準年度とすることも認める。）とすることができる。

b ア ii の場合（私学助成を受けていた幼稚園が初めて加算 I の賃金改善要件分の適用を受ける場合を除く。）次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度。

b-1 加算前年度に加算 I の賃金改善要件分の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合 加算 I の適用を受けた直近の年度。

b-2 加算当年度に初めて加算 I の賃金改善要件分の適用を受けようとする場合 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度（平成26 年度以前に運営を開始した保育所にあっては、平成24 年度。）。

※1 当該年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が

れでいると認められる賃金水準。

※2 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の<算式1>により算定した額を合算して得た額から<算式2>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

<算式1>

「加算当年度の加算Iの単価の合計額」×{「基準翌年度から加算当年度までの入件費の改定分に係る改定率」×100}×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」

<算式2>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

※3 b-1の場合は、基準年度における加算Iの賃金改善要件分による賃金改善額を控除すること。

ク 「特定加算見込額」とは、賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算I新規事由に係る額として、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の<算式>により算定した額を合算して得た額※（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

<算式>

「加算当年度の加算Iの単価の合計額」×{「加算I新規事由に係る加算率」×100}×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」

※ 施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠

図でいると認められる賃金水準。

※2 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の<算式>により算定した額を合算して得た額とする。

<算式>

「加算当年度の加算Iの単価の合計額」×「基準翌年度から加算当年度までの入件費の改定分に係る改定率」×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」

(追加)

(追加)

ク 「特定加算見込額」とは、賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算I新規事由に係る額として、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の<算式>により算定した額を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

<算式>

「加算当年度の加算Iの単価の合計額」×{「加算I新規事由に係る加算率」×100}×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」

(追加)

出) 実績額を上回る(下回る)ときはその差額を加える(減じる)こと。

ケ 「加算Ⅰ新規事由に係る加算率」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める割合をいう。

ア i の場合 賃金改善要件分に係る加算率について、加算当年度の割合から基準年度の割合を減じて得た割合

※ (略)

б (略)

コ (略)

サ 特定の年度における「賃金水準」とは、加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が加算当年度と同等の条件の下で、当該特定の年度に適用されていた賃金の算定方法により算定される賃金の水準をいう。

したがって、例えば、基準年度から継続して勤務する職員に係る水準は、単に基準年度に支払った賃金を指すものではなく、短時間勤務から常勤への変更、補助者から保育士への変更、勤続年数の伸び、役職の昇格、職務分担の増加（重点的に改善していた職員の退職に伴うものなど）等を考慮し、加算当年度における条件と同等の条件の下で算定されたものとする必要がある。

(削除)

## (2) 加算Ⅰ新規事由がない場合

ア 賃金改善実施期間において、賃金見込総額が起点賃金水準を下回っていないこと。また、加算当年度の途中において増額改定が生じた場合には、それに応じた賃金の追加的な支払を行うものとすること。

ケ 「加算Ⅰ新規事由に係る加算率」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める割合をいう。

ア i の場合 賃金改善要件分に係る加算率について加算当年度の割合から基準年度の割合を減じて得た割合

※ (略)

б (略)

コ (略)

サ 特定の年度における「賃金水準」とは、加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が加算当年度と同等の条件の下で、当該特定の年度に適用されていた賃金の算定方法により算定される賃金の水準をいう。

したがって、例えば、加算当年度に前年度から継続して勤務する職員に係る水準は、単に前年度に支払った賃金を指すものではなく、短時間勤務から常勤への変更、補助者から保育士への変更、勤続年数の伸び、役職の昇格、職務分担の増加（重点的に改善していた職員の退職に伴うものなど）等を考慮し、加算当年度における条件と同等の条件の下で算定されたものとする必要がある。

シ 加算当年度の途中において増額改定が生じた場合には、それに応じた賃金の追加的な支払を行うものとすること。

(追加)

イ 「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の4月から翌年3月までをいう。

ウ 「賃金見込総額」とは、各職員について「賃金見込額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

エ 「賃金見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（当該年度に係る加算残額を含む。また、第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう。

オ 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※1を合算した水準※2・※3（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

※1 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の<算式1>により算定した額を合算して得た額から<算式2>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

<算式1>

「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×{「基準翌年度から加算当年度までの人の費の改定分に係る改定率」×100}×  
「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」

<算式2>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」  
÷「加算前年度における賃金の総額」×「基準翌年度から加

算当年度までの公定価格における人件費の改定分

※2 キャリアパス要件を満たさなくなる場合等、賃金改善要件分に係る加算率が減少する場合において、基準年度の賃金水準を算定するに当たっては、減少する賃金改善要件分の加算率に相当する加算見込額（注1）（法定福利費等の事業主負担分（注2）を除く。）を控除すること。

※3 施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額（注3）を加える（減じる）こと。

(注1) 利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の<算式1>により算定した額を合算して得た額とする。

<算式1>

「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」×{「減少する賃金改善要件分の加算率」×100}

(注2) 次の<算式2>により算定することを標準とする。

<算式2>

「基準年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「基準年度における賃金の総額」×「減少する賃金改善要件分の加算率に相当する加算見込額」

(注3) 次の<算式3>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除すること。

<算式3>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「受入（拠出）見込額と基準年度の受入（拠出）実績額との差額」

カ 「見込平均利用子ども数」については(1)コに、特定の年度における「賃金水準」については(1)サに、それぞれ準じる。

(実績報告に係る要件)

加算当年度の翌年度速やかに、次の(3)ア又は(4)アのいずれかに掲げる要件を満たす別紙様式5「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）」を市町村の長に対して提出すること。

(3) 加算Ⅰ新規事由がある場合

ア 加算Ⅰ新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等実績総額が特定加算実績額※を下回っていないこと。また、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。

(削除)

イ～エ (略)

オ 「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金（当該年度に係る加算残額を含む。また、第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が「起点賃金水準」（加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定があった場合には、当該改定分※を反映させた賃金水準）を超えると認められる部分に相当する

(追加)

(2) 加算当年度の終了時において、実施した賃金の改善が次に掲げる要件を満たしていること。

ア 加算Ⅰ新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等実績総額が特定加算実績額※を下回っていないこと（加算Ⅰ新規事由がない場合には、支払賃金総額（第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）が加算前年度の賃金水準※に加算当年度の公定価格における人件費の改定分を加えた額を下回っていないこと）。

※ 施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回ったときはその差額を、初めて受入（拠出）をしたときは受入（拠出）実績額の全額を加える（減じる）こと。

イ～エ (略)

オ 「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金（第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が「起点賃金水準」（加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定分※を加えて得た賃金水準）を超えると認められる部分に相当する額をいう。

額をいう。

※ 増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の<算式1>により算定した額以上となっていることを要する。

#### <算式1>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

また、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の減額改定（以下減額改定」という。）があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の<算式2>により算定した額を超えない減額となっていることを要する。

#### <算式2>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（減額改定を反映させた額）」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

力 「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※1（当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※2を合算した水準をいう。

a (1)ア i の場合又は私学助成を受けていた幼稚園が初めて加算の賃金改善要件分の適用を受ける場合 加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当

※ 各職員の増額改定分の合算額は、次の<算式>により算定した額以上となっていることを要する。

#### <算式>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

(追加)

(追加)

(追加)

年度の3年前の年度の賃金水準とすることができます。

b (1)ア ii の場合（私学助成を受けていた幼稚園が初めて加算 I の賃金改善要件分の適用を受ける場合を除く。）次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※3。

b-1 加算前年度に加算 I の賃金改善要件分の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合 加算 I の賃金改善要件分の適用を受けた直近の年度。

b-2 加算当年度に初めて加算 I の賃金改善要件分の適用を受けようとする場合 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度（平成26 年度以前に運営を開始した保育所にあっては、平成24 年度。）。

※1 基準年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準。

※2 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、次の＜算式1＞により算定した額から＜算式2＞を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

#### ＜算式1＞

「加算当年度の加算 I の加算額総額（増額改定又は減額改定を反映させた額）」×「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

#### ＜算式2＞

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

※3 b-1 の場合は、基準年度における加算 I の賃金改善要

件分による賃金改善額を控除すること。

主 「特定加算実績額」とは、賃金改善実施期間における加算実績額のうち加算Ⅰ新規事由に係る額（加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定における加算Ⅰの単価増に伴う增加額を、減額改定があった場合には、当該減額改定における加算Ⅰの単価減に伴う減少額を反映させた額。）として次の＜算式＞により算定した額※（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

＜算式＞

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定又は減額改定を反映させた額）」×「加算Ⅰ新規事由に係る加算率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

※ 施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額を加える（減じる）こと。

(削除)

(4) 加算Ⅰ新規事由がない場合

ア 賃金改善実施期間において、支払賃金総額が起点賃金水準を下回っていないこと。また、支払賃金総額が起点賃金水準を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。

力 「特定加算実績額」とは、賃金改善実施期間における加算実績額のうち加算Ⅰ新規事由に係る額（加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定における加算Ⅰの単価増に伴う增加額を含む。）として次の＜算式＞により算定した額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

＜算式＞

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（単価増分を含む。）」×「加算Ⅰ新規事由に係る加算率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

(追加)

キ 賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合（加算Ⅰ新規事由がない場合には、支払賃金総額が加算前年度の賃金水準を下回った場合）には、生じた加算残額の全額を当該翌年度にすみやかに職員に対して支払うこと。

(追加)

イ 「支払賃金総額」とは、各職員について「支払賃金額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

ウ 「支払賃金額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金（当該年度に係る加算残額を含む。また、第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう。

エ 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができます。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※1・※2を合算した水準※3・※4（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

※1 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、次の<算式1>により算定した額から<算式2>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

#### <算式1>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定又は減額改定を反映させた額）」×「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

#### <算式2>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

※2 増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額

(法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。)は、次の<算式1>により算定した額以上となっていることを要する。

<算式1>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

また、減額改定があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の<算式2>により算定した額を超えない減額となっていることを要する。

<算式2>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（減額改定を反映させた額）」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

※3 キャリアパス要件を満たさなくなった場合等、賃金改善要件分に係る加算率が減少した場合において、基準年度の賃金水準を算定するに当たっては、減少した賃金改善要件分の加算率に相当する加算実績額（注1）（法定福利費等の事業主負担分（注2）を除く。）を控除すること。

※4 施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額（注3）を加える（減じる）こと。

（注1） 次の<算式1>により算定した額とする。

<算式1>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定又は減額改定を反映させた額）」×「減少した賃金改善

要件分の加算率 ÷ 「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

(注2) 次の<算式2>により算定することを標準とする。

<算式2>

「基準年度における法定福利費等の事業主負担分の額 ÷ 「基準年度における賃金の総額」 × 「減少した賃金改善要件分の加算率に相当する加算実績額」

(注3) 次の<算式3>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除すること。

<算式3>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額 ÷ 「加算前年度における賃金の総額」 × 「受入（拠出）実績額と基準年度の受入（拠出）実績額との差額」

3 キャリアパス要件  
(略)

第5 加算Ⅱの要件

1 加算Ⅱ算定対象人数の算定

(1) 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所以外の施設・事業所

(略)

(2) 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所

加算Ⅱ-①又は加算Ⅱ-②のいずれの適用を受けるかを選択する

3 キャリアパス要件  
(略)

第5 加算Ⅱの要件

1 加算Ⅱ算定対象人数の算定

(1) 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業以外の施設・事業所

(略)

(2) 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業

加算Ⅱ-①又は加算Ⅱ-②のいずれの適用を受けるかを選択

(「人数A」又は「人数B」のいずれかを「1」とし、他方を「0」とする)こと。

## 2 加算要件

### (加算認定に係る要件)

次の(1)ア又は(2)アのいずれかに掲げる要件を満たす別紙様式6「賃金改善計画書処遇改善等加算Ⅱ」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。

#### (1) 加算Ⅱ新規事由がある場合

ア 加算当年度における次に掲げる事由（以下「加算Ⅱ新規事由」という。）に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等見込総額が特定加算見込額※1を下回っていないこと。

すること。

## 2 加算要件

### (追加)

(1) 加算当年度において実施する賃金の改善に関する計画が次に掲げる要件を満たし、かつ、その具体的な内容を職員に周知していること。

ア 加算当年度における次に掲げる事由（以下「加算Ⅱ新規事由」という。）に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等見込総額が特定加算見込額※1を下回っていないこと

（加算Ⅱ新規事由がない場合には、イ①から③までの職員に係る支払賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限り、加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）がイ①から③までの職員に係る加算前年度の賃金水準※1（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限り。算定方法は、第4の2(1)サに準じる。）に加算当年度の公定価格における人件費の改定分をえた額を下回っておらず、かつ、加算当年度における加算対象者に毎月決まって支払われる手当又は基本給（加算Ⅱにより改善を行う部分に限り、これに対応する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算見込額を下回っていないこと。）。